

公 告

建築基準法(昭和25年法律201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置として次のとおり指定した。

平成30年3月27日

福島県知事 内堀 雅雄

	指定年月日	指定番号	道路の築造者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び所在地)	道路の位置	道路の延長 (メートル)	道路の幅員 (メートル)
1	平成29年12月8日	福島県指令南建 第2119号	株式会社アーネストワン 代表取締役 松林 重行 東京都西東京市北原町三丁目2番22号	西白河郡西郷村大字熊倉字折口原1 98番1の一部	108.42	5.50~7.18
2	平成29年12月13日	福島県指令南建 第2022号	株式会社アーネストワン 代表取締役 松林 重行 東京都西東京市北原町三丁目2番22号	西白河郡西郷村大字小田倉字前原4 0番1, 48番, 水の各一部	104.89	6.00~6.01
3	平成29年12月26日	福島県指令南建 第2117号	有限会社常豊工務店 代表取締役 小野 武徳 東白川郡塙町大字常世中野字舟木原107 番地	東白川郡塙倉町大字棚倉字馬場23 番5	29.09	4.00